

総務委員会付託議案（条例その他）

（令和8年3月19日）

議第28号 物価高騰等による使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について

[担当課：財政課]

物価高騰等に鑑み、使用料等の額を改定するため、次の31条例について所要の規定の整備を行う。

- 1 岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場条例
- 2 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例
- 3 中部山岳国立公園奥飛驒ビジターセンター条例
- 4 岐阜県福祉・農業会館利用料金条例
- 5 南飛驒健康増進センター条例
- 6 岐阜県福祉友愛プール条例
- 7 岐阜県福祉友愛アリーナ条例
- 8 ソフトピアジャパンセンター条例
- 9 テクノプラザものづくり支援センター条例
- 10 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例
- 11 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館条例
- 12 セラミックパークMI^みNO^の条例
- 13 岐阜県県民ふれあい会館条例
- 14 ぎふ清流文化プラザ条例
- 15 岐阜県博物館条例
- 16 岐阜県高山陣屋入場料徴収条例
- 17 岐阜県美術館条例
- 18 岐阜県現代陶芸美術館条例
- 19 岐阜県図書館条例
- 20 岐阜アリーナ条例
- 21 岐阜県長良川球技場条例
- 22 岐阜県長良川スポーツプラザ条例
- 23 岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場条例
- 24 岐阜県川辺漕艇場^{そう}条例
- 25 岐阜県スポーツ科学センター条例
- 26 岐阜県農林関係手数料徴収条例
- 27 ぎふ木遊館条例
- 28 岐阜県土木関係手数料徴収条例
- 29 岐阜県都市公園条例
- 30 岐阜県教育委員会関係手数料徴収条例
- 31 岐阜県警察関係手数料徴収条例

※見直し方法

原則、全ての使用料等を対象に、近年の物価高騰や労務単価上昇を反映した単価と現行単価を比較し、5パーセント以上上昇した場合に単価を改定する。

(令和8年4月1日から施行)

議第29号 岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例について

[担当課：人事課]

1 岐阜県職員定数条例の一部改正
県職員の定数を次のとおり変更する。

区 分	変 更 前		変 更 後		
	定 数	備 考	定 数	備 考	
知事の事務部局（情報科学芸術大学院大学、美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所及び企業会計職員（都市建築部）を除く。）	4,465人		4,495人		+30
情報科学芸術大学院大学、美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、国際園芸アカデミー及び森林文化アカデミー	173人	うち、教員は、45人とする。	189人	うち、教員は、45人とする。	+16
企業会計職員（都市建築部）	67人		71人		+4
議会の事務部局	29人		35人		+6
選挙管理委員会の事務部局	5人		7人		+2
監査委員の事務部局	20人		22人		+2
人事委員会の事務部局	12人		14人		+2
労働委員会の事務部局	8人		10人		+2
教育委員会の事務部局	284人		293人		+9
学校	5,358人	うち、教員は、4,596人とする。	5,370人	うち、教員は、4,607人とする。	+12
警察	3,963人	うち、警察官は、3,527人（警視121人、警部256人、警部補及び巡查部長2,067人、巡查1,083人）とする。	3,975人	うち、警察官は、3,535人（警視121人、警部256人、警部補及び巡查部長2,072人、巡查1,086人）とする。	+12
合計	14,384人		14,481人		+97

2 岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正
市町村立学校職員の定数を次のとおり変更する。

区 分	変 更 前		変 更 後		
	定 数	備 考	定 数	備 考	
小学校、中学校及び義務教育学校	11,960人	うち、教員は、11,358人とする。	12,030人	うち、教員は、11,438人とする。	+70
特別支援学校	210人	うち、教員は、201人とする。	220人	うち、教員は、211人とする。	+10
定時制高等学校	31人		31人		±0
合計	12,201人		12,281人		+80

(令和8年4月1日から施行)

議第30号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

[担当課：人事課]

岐阜県人事委員会の令和7年10月9日付けの給与についての勧告に鑑み、次のとおり所要の規定の整備を行う。

- 1 特地勤務手当に準ずる手当及びへき地手当に準ずる手当について、新たに給料表の適用を受ける職員となり特地公署等（※1）又はへき地学校等（※2）に勤務することとなったことに伴って住居を移転した職員を手当の支給対象とする。

※1 生活の著しく不便な地に所在する公署等で、人事委員会規則で定めるもの

※2 交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地その他の地域又は特別の地域に所在する学校等で、人事委員会規則で定めるもの

- 2 その他所要の規定の整理を行う。

（1は公布の日から、2は令和8年4月1日から施行）

議第31号 岐阜県部等設置条例の一部を改正する条例について

[担当課：人事課]

- 1 知事直轄組織を再編し、知事公室を設置する。
- 2 次に掲げる事務を知事公室の分掌事務とする。
 - (1) 秘書及び広報に関する事務
 - (2) 適正な行政運営の確保に関する事務
 - (3) 人事及び労務管理に関する事務
- 3 統計に関する事務を環境エネルギー生活部から総合企画部へ移管する。

（令和8年4月1日から施行）

議第 3 2 号 岐阜県県事務所等設置条例の一部を改正する条例について

[担当課：人事課]

- 1 岐阜市に岐阜県岐阜地域環境事務所を設置する。
- 2 1に伴い、岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例について所要の規定の整理を行う。

(令和 8 年 4 月 1 日から施行)

議第 3 3 号 岐阜県行政手続条例の一部を改正する条例について

[担当課：法務・情報公開課]

- 1 行政手続法の一部改正に鑑み、公示の方法による聴聞の通知を行う方式を見直す。
【現 行】 書面を掲示場に掲示する。
【改正後】 規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、書面を掲示場に掲示する、又は事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く。
- 2 その他所要の規定の整理を行う。

(令和 8 年 5 月 2 1 日から施行)

議第 3 4 号 岐阜県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例について

[担当課：法務・情報公開課]

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五十条第一項に規定する合議制の機関の組織及び運営の基準を定める政令の一部改正に伴い、岐阜県公益認定等審議会の委員の任用要件に、公益信託に係る活動に関して優れた識見を有する者であることを追加する。

(令和 8 年 4 月 1 日から施行)

議第46号 旧岐阜県庁舎解体工事の請負契約の変更について

[担当課：管財課]

アスベスト含有建材の撤去量の増加等に伴い、契約金額を増額する。

契約金額	変更前	4,645,300,000円
	変更後	4,807,628,100円
		(+162,328,100円)

※当初の契約内容

- 1 契約の相手方 前田・大日本・TSUCHIYA・岐建特定建設工事共同企業体
- 2 工事の場所 岐阜市藪田南地内
- 3 工事の概要 解体工事 一式
- 4 契約年月日 令和5年12月21日

議第64号 包括外部監査契約の締結について

[担当課：行政管理課]

- 1 契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査及び当該監査の結果に関する報告
- 2 契約金額 11,000,000円を上限とする額
- 3 費用の算定方法 基本費用、執務費用及び実費を合算した額
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払（ただし、必要に応じて前金払をする。）
- 5 契約の相手方 公認会計士
香田 浩一（こうだ ひろかず）
愛知県名古屋市千種区丸山町1丁目42番地の2
- 6 契約の期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで